

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

保険料の免除・猶予期間がある方の追納制度

国民年金保険料の免除(全額・一部)や納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めたときと比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。しかし、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)で、年金額を増額することができます。

なお、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。また、承認を受けた期間のうち、原則古い期間から追納していただきます。

保険料を追納する場合には、追納専用の納付書が必要となりますので、杉並年金事務所へお申し込みください。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511

施設情報

中央図書館の臨時休館

中央図書館(荻窪3-40-23)は特別整理を行うため、2月13日(火)~22日(木)は臨時休館します。臨時休館中、中央図書館の本などは通常通り予約できますが、貸し出しまでに時間がかかる場合があります。

☎中央図書館 ☎3391-5754

募集します

生活リハビリ事業利用者

区では、疾病・外傷等により心身・コミュニケーションに障害のある中途障害者の方を対象に通所サービスを行っています。自主通所が困難な方は送迎サービスが利用できます。

☎杉並障害者福祉会館 ☎利用期間=4月~31年3月 ▶**利用手続き**=障害者生活支援課地域生活支援担当で受け付け・面接→利用申請→訪問→利用承認 ☎区内在住の疾病・外傷等により心身に障害のある中途障害者で18~64歳の方 ☎10名 ☎電話・ファクス(13面記入例)または直接、1月31日までに障害者生活支援課地域生活支援担当(高井戸東4-10-5杉並障害者福祉会館内 ☎3332-1817 ☎3332-1826) ☎同担当

ファミリーサポートセンター協力会員

☎保育園・学童クラブなどへの送迎やそれに伴う子どもの預かり、保護者の外出時などの子どもの一時的な預かり(基本的に協力会員の自宅で)など ▶**謝礼**=1時間800円(早朝・夜間1000円) ☎区内在住の20歳以上で、各研修に参加できる方 ☎☎電話で、杉並区社会福祉協議会杉並ファミリーサポートセンター ☎5347-1021 ☎会員登録後、1月17日(水)の研修会に参加



採用情報 ※応募書類は返却しません。

在宅医療・生活支援センター非常勤職員(看護師)

☎在宅医療に関する相談窓口対応ほか ▶**勤務期間**=4月1日~31年3月31日(5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職) ▶**勤務日時**=月16日。月~金曜日午前8時30分~午後5時15分(祝日を除く) ▶**勤務場所**=在宅医療・生活支援センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並3階) ▶**資格**=看護師の資格を有する方 ▶**募集人数**=1名 ▶**報酬**=月額21万8500円(29年度実績) ▶**その他**=実務経験により報酬加算、有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり) ☎申込書(区ホームページから取り出せます)に看護師免許証の写しを添えて、1月19日午後5時(必着)までに保健福祉部管理課在宅医療・生活支援センター開設準備担当(区役所西棟10階)へ簡易書留で郵送・持参 ☎同担当 ☎書類選考合格者には面接を実施(2月上旬を予定)。最終合格者の発表は2月中旬予定

区立保育園等パートタイマー・アルバイト

①パートタイマー

☎職種・勤務日時・募集人数・時給=下表のとおり ▶**勤務期間**=4月1日~31年3月31日(5回まで更新可) ▶**その他**=有給休暇あり

②アルバイト

☎職種・勤務時間・勤務期間・募集人数・時給=下表のとおり ▶**勤務日数**=月20日(原則、月~金曜日) いずれも

☎勤務場所=区立保育園、区立小規模保育事業所(宮前北)、区保育室(直営型)、定期利用保育施設(直営型)、区立子供の園のいずれか ▶**資格**=高等学校卒業

①区立保育園等パートタイマー

職種	勤務時間	勤務日	募集人数	時給	
保育補助	(1)午前7時30分~9時30分	週6日(月~土曜日)	各20名程度	1280円 (有資格者1390円)	
	(2)午前7時30分~10時30分				
	(3)午前9時30分~午後0時30分				
	(4)午前9時~午後1時				
	(5)午前9時~午後2時45分				
	(6)午後1時~5時				
	(7)午前9時~午後2時45分	土曜日のみ	各若干名	1170円 (有資格者1270円)	
	(8)午前9時~午後3時45分【宮前北勤務】	週5日(月~金曜日)			1270円 (有資格者のみ)
	(9)午後3時30分~6時30分	週6日(月~土曜日)			
	(10)午後4時30分~6時30分		30名程度		
	(11)午後4時30分~7時30分		15名程度		
	(12)午前7時30分~9時30分・午後3時30分~6時30分		各若干名		
	(13)午前7時30分~9時30分・午後4時30分~6時30分				
	(14)午前7時30分~9時30分・午後4時30分~7時30分				
	(15)午前7時30分~10時30分・午後4時30分~6時30分				
調理補助	(1)午前9時~午後2時45分	週5日(月~金曜日)	若干名	1170円	
	(2)午後4時15分~7時15分	週5日(月~金曜日)または月~金曜日のうち週2・3日	5名程度		
	(3)午前8時30分~午後3時15分	月~土曜日のうち週3日	各若干名		
	(4)午後2時~5時	週5日(月~金曜日)			
	(5)午前10時30分~午後5時15分	週5日(月~金曜日)			
保育補助兼用務	(1)午前10時30分~午後5時15分	月~土曜日のうち週3日	5名程度	1170円 (有資格者1270円)	
	用務補助	(1)午前10時30分~午後5時15分	月~土曜日のうち週3日	各若干名	1130円
(2)午前8時30分~午後3時15分		月~土曜日のうち週5日			

②区立保育園等アルバイト

職種	勤務時間	勤務期間	募集人数	時給
フルタイム	午前8時30分~午後5時15分	4月1日~9月30日	15名程度	1050円 (有資格者1130円)
		4月1日~31年3月31日(年度途中の更新を含む)	20名程度	
午前4時間	午前7時30分~11時30分	4月1日~31年3月31日(年度途中の更新を含む)	若干名	1050円 (有資格者1130円)
午後4時間	午後2時30分~6時30分		15名程度	

その他

住民基本台帳の閲覧状況の公表

29年7月～9月の住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を区ホームページで公表しています。

◇住民基本台帳の一部の写しの閲覧とは

住民基本台帳に記録されている項目のうち、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を閲覧するものです。閲覧申請が認められた場合、必要最小限の範囲で前述4項目の閲覧が可能となります。

◇閲覧が認められる理由

- 原則、以下の理由以外認められません。
- 官公庁が職務として請求する場合
- 公益性の高い調査研究に利用する場合

- 公共的団体が公益性の高い活動に利用する場合
- 閲覧の際は区職員が立ち会います。
- 区民課住民記録係

政治家の寄付禁止について

政治家（立候補予定者を含む）は、選挙区内にある者に対していかなる名義であっても、その時期や理由を問わず、寄付をすることが禁止されています。これらの違反は罰則の対象となります。

ただし、政治団体や親族に対するもの、政治教育集会での実費補償は除かれる場合があります（なお、この場合であっても食事は提供できません）。

◇寄付の禁止の例

- お歳暮
- 忘年会や新年会などの寸志や飲食物の差し入れ
- 葬式の花輪や供花

- 病気見舞い
- 町内会の催し物や旅行会などへの寸志や飲食物の差し入れ
- 秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝いや香典

◇寄付の勧誘・要求

選挙人が政治家に対して、寄付を出すように勧誘や要求をすることも禁止されています。

◇あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、年賀状や寒中見舞状などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。なお、答礼のための自筆によるものや選挙期日後の当選または落選に関するインターネット等を利用したあいさつ行為等を除きます。

●選挙管理委員会事務局

1月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
マンション管理無料相談	時1月11日(休)・25日(休)午後1時30分～4時30分 場区役所1階ロビー 対区内在住でマンション管理組合の役員・区分所有者等 定各日3組(申込順)	申杉並マンション管理士会 電http://suginami-mankan.org/から申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 電3393-3652へファクス 問同事務局 電3393-3680、区住宅課
書類と手続き・社会保険・行政に関する相談会★	時1月12日(金)午後1時～4時 場区役所1階ロビー(行政相談は区政相談課(東棟1階)) 他関係資料がある場合は持参	問東京都行政書士会杉並支部 電0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部 電5341-3080、区政相談課
建築総合無料相談会★	時1月16日(水)午後1時～4時(毎月第1・3火曜日に実施(祝日、年始を除く)) 場区役所1階ロビー 他図面などがある場合は持参	問東京都建築士事務所協会杉並支部 電6276-9208、区建築課耐震改修担当
専門家による空家等総合相談窓口	時1月18日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分(1組45分) 場相談室(区役所西棟2階) 対区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) 定各1組(申込順)	申申込書(区ホームページから取り出せます)を、1月16日までに建築課空家対策係 電5307-0690へ郵送・ファクス 問同係
土曜法律相談	時1月20日(出)午後1時～4時(1人30分) 場相談室(区役所西棟2階) 定12名(申込順)	申電話で、1月15日～19日午前8時30分～午後5時に専門相談予約専用 電5307-0617。または区政相談課窓口で予約 問同課

※★は当日、直接会場へ。



成人祝賀のつどい

29年度の「成人祝賀のつどい」を、下記のとおり開催します。時間はお住まいの地域(町名)ごとに異なります。区ホームページでご確認の上、それぞれの時間にお越しください。

時1月8日(祝) 場杉並公会堂(上荻1-23-15) 対区内在住で平成9年4月2日～10年4月1日生まれの方(該当する方には29年11月末に案内状を発送しました) 問児童青少年課青少年係 電3393-4760 他入場券が届いていない場合は当日会場で発行しますので、新成人であることが確認できるもの(学生証・免許証など)を持参し、会場1階の相談係までお越しください

「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注意を



税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは法律で禁じられています。また、不測の損害を被る恐れもあります。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。お気を付けてください。

●東京税理士会 電3356-4461

急病診療と医療情報案内

小児科・内科・耳鼻咽喉科・外科・歯科

まず、電話で確認! 保険証・医療証を忘れずに

電3391-1599 休日等夜間急病診療所(荻窪5-20-1杉並保健所内)
受け付けは終了30分前まで

小児科 平日: 午後7時30分～10時30分
内科・小児科・耳鼻咽喉科 土曜日: 午後5時～10時
日曜日・祝日、1月1日～3日: 午前9時～午後10時
外科 日曜日・祝日、1月1日～3日: 午前9時～午後5時

電3398-5666 歯科保健医療センター(荻窪5-20-1杉並保健所内)
歯科 日曜日・祝日、1月1日～3日: 午前9時～午後5時(受け付けは4時まで)

その他の医療機関案内、急病対応の説明

電#7399 杉並区急病医療情報センター(または電5347-2252)
土・日曜日、祝日、1月1日～3日: 24時間/平日: 午後8時～翌日午前9時

電5272-0303 東京都医療機関案内サービス(ひまわり)
コンピューターによる自動応答サービス。毎日24時間対応。

高齢者肺炎球菌予防接種定期接種

接種対象者=これまでに高齢者肺炎球菌予防接種を一度も受けたことがなく、下表①～③いずれかに該当する方▶接種方法=杉並区を含む東京23区内の契約医療機関へ予診票を持参(予診票は29年3月末に発送済み。予診票が届いていない場合は、各保健センター、保健福祉部管理課地域福祉係(区役所西棟10階)で再交付)▶自己負担額=4000円(生活保護または中国残留邦人等生活支援給付を受給中の方は、事前の手続きで費用を免除)▶接種期限=30年3月31日(1人1回) 問杉並保健所保健予防課保健予防係 電3391-1025

(29年度 高齢者肺炎球菌予防接種定期接種 費用助成対象者)

年齢	生年月日	
①	65歳	昭和27年4月2日～28年4月1日
	70歳	昭和22年4月2日～23年4月1日
	75歳	昭和17年4月2日～18年4月1日
	80歳	昭和12年4月2日～13年4月1日
②	85歳	昭和7年4月2日～8年4月1日
	90歳	昭和2年4月2日～3年4月1日
	95歳	大正11年4月2日～12年4月1日
	100歳	大正6年4月2日～7年4月1日
③	60～64歳	昭和28年4月2日～33年4月1日生まれで心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能不全で免疫機能に障害がある身体障害者手帳1級相当の方

※30年3月31日現在の年齢です。
※②は30年度までの経過措置です。
※③に該当し、今年度接種を希望される方は、身体障害者手帳等を持参し、各保健センターまたは福祉事務所で予診票の交付申請手続きをしてください。

区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の結果をお知らせします

杉並区無電柱化推進方針

区では、「杉並区無電柱化推進方針」を策定しました。策定に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」29年10月1日号などで方針(案)を公表し、皆さんからご意見を伺いました。——問い合わせは、土木計画課事業調整係へ。

いただいたご意見の概要と区の考え方

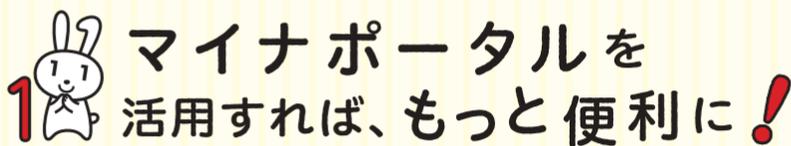
●意見提出期間=29年10月1日～31日 ●意見提出件数=7件（延20項目）

主なご意見の概要	区の考え方
防災、景観等の観点から、無電柱化を強力に推進してほしい。	無電柱化は「防災」「安全・快適」「景観・観光」の観点から推進すべき事業であると考え、本方針の策定に向け進めているところです。本方針の策定後、これに基づき着実に進めていきます。
歩道が狭い道路等の方が、防災・安全面で整備効果が高いので、そのような道路においても、無電柱化を進めてほしい。	杉並区無電柱化推進方針（案）では、幅員6m以上の区道を対象にしています。6m未満の道路につきましては、電線類以外の地下埋設管との位置関係や修繕方法等の課題が多いため、今後、国や都のさらなる技術検討の結果や他の自治体における事例等を参考に、実現の可能性を検討していきます。
災害に強いまち、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間、美しい街並み・景観にするには、まず狭あい道路の角地に突出している電柱を引っ込め、救急車や消防自動車やごみ運搬車が入れるようにすることが先決である。	また、杉並区では、「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」を定め、災害および火災の発生時における円滑な避難および通行を確保し、良好な居住環境を整備するため、区内の狭あい道路の拡幅を推進しています。
車の交通量が多く、電柱があるため幅員が狭められている道路では、歩行者や自転車は非常に危険を感じる。特に、子供の安全を考えるべきである。	地域の通学路等の道路における安全確保については、定期的にPTAの方々や警察と道路管理者で安全点検を行い、安全性向上を図っています。今後も、点検結果や地域の方々からご意見をいただきながら、関係機関と協力して、地域の安全確保に努めていきます。

策定後の「杉並区無電柱化推進方針」の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方は、土木計画課（区役所西棟4階）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所、図書館で2月10日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続（パブリックコメント）」）でもご覧になれます。

情報連携とマイナンバー制度 マイナポータルの本格運用が始まりました

図番号制度については、情報政策課番号制度・情報セキュリティ担当、
行政手続きについては、各届け出窓口担当課

1 

◇マイナポータルの本格運用

29年11月13日から本格運用に移行しました。マイナポータルを利用するためのアプリケーションソフトウェア「マイナポータルAP」をパソコンにインストールすると、下記のことができるようになります。

- 氏名等4項目の自動入力
- 電子申請に電子署名の付与
- マイナポータルへの簡単ログイン

※詳細は、内閣府 <http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/> 参照。

◇マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止も受け付けます。

◇マイナンバー制度の情報連携

国および自治体等において準備を進め、29年7月18日から試行運用、11月13日から本格運用を開始しました。今後、マイナンバー制度に係るさまざまな行政手続きにおいて、添付書類の提出を省略できる等、手続きが簡単・便利になります。

情報連携とは？

専用のネットワークシステムを利用し、社会保障・税、災害対策に係る行政手続きに必要な情報を、異なる行政機関等（国、自治体、公的機関）の間で直接やりとりする仕組みです。

あなたの情報や
あなたの情報の
やりとりが
確認できる

子育て関係の
行政手続きが
自宅できる

受けられる
行政サービスが
一覧で見られる



●マイナポータルって？

マイナンバーカードをお持ちの方が使える、マイナンバーに関連した行政サービスのポータルサイトです。

自分の個人情報や行政機関でどのように保有されているのか、行政機関等との間でどのようなやりとりが行われているのか確認できます。

また、子育て関係の行政手続き（杉並区では、4種類の電子申請）をオンライン上で行える等、さまざまなサービスを利用できます。

「みどり」を守り創る区の制度

区ではまちのみどりを守り、創るためのさまざまな施策を行っています。みんなで、「みどり豊かな環境にやさしいまち」をつくりましょう。

——問い合わせは、みどり公園課みどりの事業係へ。

◇保護樹木等指定制度

基準以上の樹木・樹林・生け垣を、所有者からの申し出により調査し、指定します。指定後は標識を設置し、維持管理費用の一部として補助金を交付します(下表1参照)。

また、指定された樹木・樹林は事故に備えて、賠償責任保険に加入します。

◇寄付樹木制度

区民の方からの寄付の申し出により、要件を満たす樹木は区の負担で学校や公園などの公共施設の緑化に活用します。

◇市民緑地制度

区内の300㎡以上の樹林等を対象に、土地所有者と区が市民緑地契約(無償借地契約)を結び、契約期間中は区民の皆さんに開放する制度です。土地所有者には税の優遇措置があります。

◇緑化助成制度

接道部緑化・屋上緑化・壁面緑化に対する助成を行っています。新たに工事をするものが対象で、事前に相談・申請が必要です(下表2参照)。

●緑化計画の届け出

区内で家やビル等の建築・開発行為を行う場合、「杉並区みどりの条例」で緑化計画と緑化計画完了届の提出を義務付けています。詳細は、お問い合わせください。

〈表1〉保護樹木等指定制度

種類	補助金	
	個人	法人
保護樹木	8000円/本	3000円/本
保護樹林	1万㎡以下の部分	
	8000円/100㎡	2000円/100㎡
保護生け垣	1万㎡超の部分	
	4000円/100㎡	1000円/100㎡
保護生け垣	800円/m	300円/m

〈表2〉接道部緑化助成

種類	基準単価	
	個人	法人
生け垣	1万2000円/m	6000円/m
植え込み	1万4000円/㎡	6000円/㎡
フェンス緑化	2000円/m	2000円/m
塀の撤去	5000円/m	3000円/m
塀の撤去(大谷石のみ)	1万円/m	3000円/m

〈屋上緑化助成〉

個人	法人
2万5000円/㎡	2万円/㎡

〈壁面緑化助成〉

個人	法人
1万2500円/㎡	8000円/㎡

※各助成金には限度額があります。

京王井の頭線西永福駅

30年度登録制自転車置場利用申請の受け付け

——問い合わせは、交通対策課自転車対策係へ。

登録制自転車置場の新規(4月から新たに入学・就職予定の方も含む)・継続利用登録を希望する方は利用申請をしてください。

◇受付期間 1月9日(火)午後1時～31日(水)午後5時(消印有効)

◇利用期間 4月1日～31年3月31日

◇登録条件 次の条件を全て満たす方

- ①区内または隣接する区・市に住所または通勤・通学先などがある
 - ②通勤・通学などのため、駅までの往復に自転車を利用し、駅から電車またはバスを利用する
 - ③自宅や通勤・通学先などが駅からおおむね500mを超えている(B2・Cブロックは400m)
- ※自宅から駅までの通勤途中に保育園へ送迎している方は距離制限を緩和します。

※通勤・通学のほか、学習塾・カルチャースクール・幼稚園の送迎・通院・介護で週3日以上自転車を利用する方も、①～③の条件を全て満たせば、抽選とならない駐車場所(ブロック)に限り登録を承認します。買い物などでの登録はできません。

◇申込方法

申請書(1月9日午後から交通対策課自転車対策係〈区役所西棟5階〉、西永福駅の駅広報スタンドで配布)に必要な書類(下表参照)の写しを添えて、1月31日(消印有効)までに同係へ郵送・持参(持参は午後5時まで)。

◇その他

- 申し込み多数の場合は、2月6日(火)に公開抽選を実施。会場等の詳細は、お問い合わせください。
- 申請は1人につき1台まで。重複して利用申請があった場合は承認を取り消します。

〈申し込みに必要なもの〉

対象	必要書類(写しでも可)	登録料
全員	●住所の確認ができるもの(免許証、保険証、住民票、消印のついた郵便物など) ●通勤・通学先の所在地などが確認できるもの(定期券、社員証、在勤証明書、学生証など) ※4月から新たに就職予定の場合は内定通知書など。	4000円
登録手数料の減額・免除を申請する方は、上記のほかに次の書類が必要になります。		
4月1日現在、小中学生または65歳以上の方	生年月日の確認ができるもの(保険証、免許証、住民票など)	2000円
身体障害者手帳などをお持ちの方および(1)～(5)の介助者	(1)身体障害者手帳 (2)精神障害者保健福祉手帳 (3)愛の手帳 (4)特定医療費(指定難病)受給者証(国指定難病患者の方) (5)原爆被爆者健康手帳 (6)生活保護受給者証明書 (7)中国残留邦人等への支援給付制度の受給者(本人確認証)	免除

震災時に断水したら、ここに来てください! ～「災害時給水ステーション」～

——問い合わせは、東京都水道局杉並営業所☎5300-8261へ。

区内には「災害時給水ステーション」が8カ所(杉並浄水所は現在停止中のため、給水できません)あり、震災等で断水した場合は、ここに来れば水を確保できます。お越しの際は、水を入れる容器(ペットボトルやポリタンク等)をご持参ください。

万が一に備えるため、自宅近くの場所を必ず覚えておきましょう。



▲このマークが目印です

◇杉並区内にある災害時給水ステーションの場所

- 井草森公園(井草4-12-1)
- 昭栄公園(高井戸西1-12-2)
- 馬橋公園(高円寺北4-35-5)
- 杉並浄水所(善福寺3-28-5)
- 蚕糸の森公園(和田3-55-30)
- 上井草給水所(上井草3-22-12)
- 都立和田堀公園(大宮2-26)
- 和泉水圧調整所(和泉2-5-23)

「くらしの便利帳」を増刷しました

「くらしの便利帳」は、区民の皆さんの日常生活に関わりの深い窓口や区の仕事、施設の案内など暮らしに役立つ情報を紹介している冊子です。

このたび転入者配布用として、内容を一部改定し増刷しました。ご希望の方は、広報課(区役所東棟5階)または各区民事務所(井草=下井草4-30-2▶西荻=西荻北2-2-1松岡西荻ビル4階▶高円寺=梅里1-22-32セッション杉並1階▶高井戸=高井戸西2-1-26京王リトナード高井戸2階▶永福和泉=和泉3-8-18永福和泉地域区民センター3階▶荻窪=上荻1-2-1インテグラルタワー2階)までお越しください。

図広報課報道係



杉並教育 ICTフォーラム



ICTを活用した授業の実際と、その効果、今後の課題と取り組みの方向性などについて、保護者や学校関係者、地域の皆さまと共に考える機会として開催します。

📅1月27日(土)午後1時30分～4時 📍杉並公会堂(上荻1-23-15) ④第1部=区立学校におけるICTを活用した授業の実践報告▶第2部=有識者・杉並区教育委員会教育長による座談会「AI(人工知能)と共存する時代を主体的に生き抜く力を育む学校教育を目指して」(登壇者=中川一史、堀田龍也、杉並区教育委員会教育長) ⑤1000名(申込順) ⑥☎電話・Eメール(13面記入例)で、学校支援課学校支援係☎5307-0756✉gakko-sien@city.suginami.lg.jp

※「ICT」とは「Information(情報) and Communication(通信) Technology(技術)」の略語で、コンピュータによる情報処理やインターネット等の通信技術に関連する設備・サービス等の総称です。



▲中川一史



▲堀田龍也



▲杉並区教育委員会教育長

静岡県南伊豆町

まるごと みなみいず 食材ツアー



伊豆半島最南端のまち・南伊豆町。温暖な気候から花の名所も多い伊豆半島の中でも、一足早い春を楽しめるのが、同町の「みなみの桜と菜の花まつり」です。

町の中心・下賀茂温泉を流れる青野川沿いは、早咲きの桜が咲き、土手一面に菜の花の黄色いじゅうたんが広がり、ピンクと黄色の鮮やかなコントラストが楽しめます。

その他の魅力もたっぷりです。南伊豆町を丸ごと満喫できるツアーをお楽しみください。



📅2月17日(土)午前8時30分～18日(日)午後6時 📍集合・解散=JR阿佐ヶ谷駅 ④▶1日目=沼津港→みなみの桜と菜の花まつり→奥石廊崎→民宿(夕食に伊勢エビ付き)▶2日目=農産物直売所→南伊豆アロエセンター→伊豆漁協直売所 ⑤区内在住・在勤・在学の方 ⑥25名(申込順) ⑦費1万2500円 ⑧申込書(区ホームページから取り出せます)を、2月2日までに南伊豆町観光協会☎0558-62-1319✉reserve.minamiizu@gmail.comへファクス・Eメール ⑨同協会☎0558-62-0141 ⑩最少催行人数=15名



地方消費税の清算基準の見直しに関する特別区の主張

◇国の動向

国は、30年度税制改正に向けて、地方消費税の清算基準を抜本的に見直すとしています。この中で、都市部のシェアが比較的高い指標である「販売額」や「従業者数」の比率を引き下げまたは廃止する一方、「人口」の比率を大幅に引き上げようとしています。

◇特別区の主張

地方消費税は、地方自治体の運営を支える安定的な自主財源として必要不可欠であり、その税収の帰属を決定する清算基準は、地方消費税に対する信頼を維持・確保する上で極めて重要なものです。

税収を最終消費地に帰属させるという清算基準の制度本来の趣旨を踏まえれば、可能な限り客観的な指標を用いて消費の実態を反映する方向で清算基準を見直すべきです。

◇特別区の現状

特別区では、保育待機児童対策などの子育て支援や高齢化への対応、首都直下地震への備え等の膨大な行政需要にえています。仮に、国が示しているとおりの見直しが行われれば、特別区に本来帰属すべき税収が大幅に失われ、各種の行政サービスに影響が及ぶことになります。

◇国への共同要請

そこで、特別区は、東京都、東京都市長会および東京都町村会と連携して、制度本来の趣旨や地方自治体の意見を踏まえた見直しとするよう、国に対して要請を行いました。

特別区では、複雑・多様化する行政需要にこれからの的確にこたえていくために、地方消費税の清算基準の見直しに関して必要な主張をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

※詳細は、特別区長会等のホームページをご覧ください。

●共同要請実施報告=特別区長会事務局☎<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/youbou.html#Y291114>

●税源偏在是正議論についての特別区の主張=特別区長会事務局☎<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>

●国の不合理な措置に対する東京都の主張=東京都☎<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/11/24/10.html>

こんにちは、増田寛也です。

あけましておめでとうございます。

私はこの1年間、まち・ひと・しごと創生総合戦略担当の区顧問として区内を巡り、杉並ならではの文化・芸術の発信力のレベルの高さを感じてきました。そこで、今回は新春に、ぜひ足を運んでいただきたい、杉並区の文化、芸術の拠点をご紹介します。

まず、「座・高円寺」。チョコレート色をした落ち着いた外観から、一步建物の中に入ると、開放感あふれるロビーが広がっています。壁際には「道草カウンター」と呼ばれる展示スペースがあり、公演のチラシや地域情報のお知らせがA4サイズで並べられていました。なんと月200円で誰でも利用できるそうです。地上3階、地下3階の内部にはホールが3つと稽古場や作業場があり、私が伺った日は、一番大きなホール（座・高円寺1）で劇団員が翌日からの公演に備えて最後のリハーサルに取り組んでいました。舞台と客席との距離が近く、音響効果も素晴らしいのでお客様だけでなく出演者にも大好評とのこと。スケジュールがびっしりと詰まり、いつ行っても楽しめる演劇公演のほか、地下2階のホール（座・高円寺2）はダンス、音楽、集会、発表会、講演会などにも活用されています。さらに演劇資料室（図書館）には、日本の劇作家の戯曲が5000冊も収蔵されており、誰でも利用可能です。

2つ目は「杉並アニメーションミュージアム」。こちらは日本のア

杉並区顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当） 増田寛也

ニメ全般を紹介していて、外国からの来場者の姿も目立ちます。世の中アニメブームですが、ここが面白いのはただ見るだけではなく、デジタル制作を体験したり、声優の仕事に挑戦できるアフレコ体験コーナーまで備わっていることです。さすが、アニメ制作会社が国内で一番集積している杉並区ならではの施設と思いました。

「文化水準の高さ」は、杉並を語るときによくイメージされる言葉だと思います。区民の皆さんもぜひ、いろいろな施設で杉並の「文化の薫り」を感じてみてください。

●座・高円寺（高円寺北2-1-2 <http://za-koenji.jp/>）

●杉並アニメーションミュージアム（上荻3-29-5杉並会館3階 <http://sam.or.jp/>）



▲座・高円寺にて

連載

「区立施設の再編を考える」

第7回

『シセツサイヘン』の取り組みの基本方針について③

このコラム(毎月1日号に掲載。全9回予定)では、区民の皆さんの生活に関わりが深い「区立施設再編整備計画」について、この計画の目的や進め方など、皆さんに分かりやすくお伝えしていきます。

——問い合わせは、企画課施設再編・整備担当へ。



今回は、基本方針の一つ、今ある区民集会所やゆうゆう館などを、新たな施設に変えていく「地域コミュニティ施設の再編」についてお話しするね。



どうして、今の施設を変えていかなければいけないの？

前にお話ししたように、古くなってきた施設を全部そのままの規模で建て替えたりすることは難しいから、限られた施設をみんなでうまく使えるように変えていく必要があるんだ。そこで、集会などで利用する区民集会所等と、60歳以上の高齢者を対象としているゆうゆう館、機能を小学校等に移転した後の児童館のうち一部の施設を、新たな地域コミュニティ施設に集約して、子どもから高齢者まで誰もがさまざまな活動に使える施設に変えていくんだよ。



区職員



なるほど。施設を有効に活用するんだね。

新たな地域コミュニティ施設は、誰でも使えるラウンジを設けたり、地域のニーズを取り入れながら、幅広い年齢層を対象にしたみんなで楽しめるプログラムを実施することなどにより、世代を超えて気軽に集まれる身近なコミュニティの拠点にできると考えているよ。



そういう施設なら利用する人も増えそうね。私も楽しそうなプログラムがあったらぜひ参加してみたいわ。

次回
予定

『シセツサイヘン』の取り組みの基本方針について④

消費生活 パネル展

消費生活団体の活動や悪質商法による消費者被害防止など、消費生活に役立つ情報を提供するパネル展です。

1月15日(月)～18日(木)午前9時～午後5時(15日は10時から。18日は4時まで) 区役所1階ロビー 契約クイズ、リーフレットや啓発グッズの配布、パネル展示ほか 消費者センター ☎3398-3141 契約クイズとアンケートに回答した方にボールペンを差し上げます(各日50名〈先着順〉)

ご利用ください! 消費者センター

●消費生活相談

消費生活に関するさまざまな相談を、専門の相談員が無料でお受けしています。

☑区内在住の方 ☑匿名での相談も受け付け

●消費者講座

暮らしに身近なテーマの講座を開催しています。

●講師派遣

消費者被害の未然防止についての勉強会などへ、無料で講師を派遣します。

●啓発資料の配布

◇消費者センター

荻窪5-15-13あんさんぶる荻窪3階 ☎3398-3141

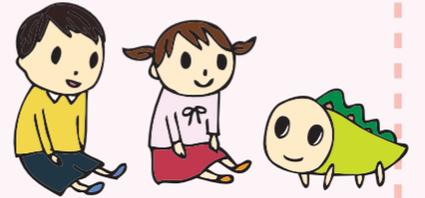
※3月にウェルファーム杉並へ移転予定。

ご利用ください

ひととき
保育

&

つどいの
広場



「ひととき保育」と「つどいの広場」で子育ての元気パワーを充電し、子育てを楽しみ感じるひとときを増やしましょう。

——問い合わせは、施設の全般的なことは子育て支援課管理係、利用方法・予約は直接、各施設へ。

◇ひととき保育

子育て中の方が仕事や通院、育児疲れの解消などのため、お子さんを預けたいときに、お子さんを一時的に預かり保育します。区内に10カ所あります。

☑利用について=予約が必要(利用日の1カ月前から受け付け)。施設ごとに月10回まで利用可。初回のみ、事前に面接が必要▶所在地・開所時間・定員など=下表のとおり ☑区内在住で生後6カ月～就学前(高井戸・高円寺南は3カ月～、荻窪は8カ月～)の乳幼児 ☑1時間800円(荻窪は600円)。子育て応援券利用可 ☑☑直接、各施設

◇つどいの広場

お子さんと保護者が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や育児などの相談ができる場です。地域の仲間と出会える催しも企画しています。お気軽にお問い合わせください。

4カ所のひととき保育に併設しています。

☑利用について=予約は不要▶所在地・開所時間など=下表のとおり ☑0歳～就学前の乳幼児と保護者 ☑なし。なお、混雑時は安全のため入室を制限することがあります ☑1回100円(子育て応援券利用可) ☑☑直接、各施設

〈ひととき保育(★=つどいの広場併設施設)〉

施設名	所在地・電話番号	開所時間(祝日、年末年始を除く)	定員	運営事業者
馬橋★	高円寺南3-31-3 ☎3315-8819	月～土曜日(第1・3・5土曜日を除く)▶ひととき保育=午前9時30分～午後4時30分▶つどいの広場=午前10時～午後3時(第2金曜日は午後0時30分から)	6名	すぎなみ保育ぐるーぷ
上荻★	上荻3-22-13 ☎3395-0135	月～土曜日(第5土曜日を除く。第1水曜日は午後1時まで)▶ひととき保育=午前9時～午後5時▶つどいの広場=午前10時～午後3時(第1・3・5土曜日を除く)	6名	NPO法人すぎなみ子育てひろばchouchou(シュシュ)
宮前★	宮前5-24-18 ☎3333-5114	月～日曜日(第2水曜日を除く。つどいの広場は金曜日まで)▶ひととき保育=午前9時～午後6時▶つどいの広場=午前10時～午後3時	9名	(株)ニリア・バニー
八成★	井草2-27-13 ☎6915-0233	月～金曜日▶ひととき保育=午前9時～午後4時▶つどいの広場=午前10時～午後3時	8名	NPO法人八成グループ
方南	方南1-33-19 ☎6802-4084	月～金曜日、午前9時30分～午後4時	6名	NPO法人ちいきちいき
高井戸※2	高井戸東3-7-5高井戸地域区民センター内 ☎5346-1930	月～土曜日(第3月曜日を除く)、午前9時～午後6時	12名	(福)けいわ会
荻窪	荻窪5-17-8荻窪北保育園内 ☎3391-5176	月～土曜日、午前9時～午後5時	10名	(福)和光会
高円寺南	高円寺南4-44-11高円寺南保育園内 ☎3315-1378	月～土曜日、午前9時～午後6時	10名	(福)けいわ会
阿佐谷	阿佐谷北1-4-2認証保育所ポピンズナーサリースクール阿佐ヶ谷内 ☎3338-2107	月～土曜日、午前9時～午後6時	7名	(株)ポピンズ
西荻窪	松庵3-35-15認証保育所小学館アカデミーにしおぎ駅前保育園内 ☎3335-2801	月～土曜日、午前9時～午後6時	8名	(株)小学館集英社プロダクション

※1 表中の定員は、ひととき保育の定員です。各施設とも、不定期に開所時間が変わることがあります。

※2 高井戸は、保護者の急病などにより子どもの保育が必要な場合のための緊急枠があります。また、毎週水曜日に専門の相談員による子育て相談を無料で実施しています(要予約)。

広告 相談無料 弁護士・税理士と話せる相続ガイド お申し込みはコチラ▶ 03-4334-5205

東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル29F ☎03-4334-5205 ■SL15-1480-0099

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。



区民の皆さんからいただいた声と、それに対する区からの回答の一部を掲載します。
—問い合わせは、区政相談課へ。

◇犬の散歩について

杉並区は住みやすいところだと思えますが、犬にとっては住みやすいとは言えません。区の公園のほとんどは犬を連れての利用ができず、ドッグランもありません。

ふんの放置等の問題はありますが、自己責任と生物共存の考えで、犬たちにも緑や土の感触を体験させてください。

◇回答

以前は全ての公園で犬を連れての利用を禁止していましたが、犬を連れての利用の要望も多くありました。そこで、平成13年に「杉並区区民意向調査」を実施し、その中で「公園内への犬の連れ込み」について調査を行いました。試行期間を経て、平成14年10月からは比較的大きく、管理事務所があり、利用指導が行える公園では、一定のマナーのもと、犬を連れての利用ができることとしました(現在利用できる公園=井草森・馬橋・蚕糸の森・塚山・柏の宮・桃井原っぱ・下高井戸おおぞら)。

一方で、マナーが守られていない等のご意見も多く寄せられており、管理事務所のない公園での犬を連れての利用の許可は難しいと考えています。

(担当課：みどり公園課)

区政への主なご意見・ご要望と区からの回答の概要は、区ホームページ「区長への手紙」(区政へのご意見・ご要望)→「区政への主な意見と回答」からご覧になれます。

29年度杉並区技能功労者表彰

29年12月13日(水)、29年度杉並区技能功労者表彰式を行い、60歳以上の方で優れた技能を持ち、永年にわたり後進の模範となっている方々23名を表彰しました(下表のとおり)。
—問い合わせは、産業振興センター中小企業支援係☎5347-9077へ。

〈29年度杉並区技能功労者表彰〉

職種	氏名(敬称略)	事業所住所
とび 鳶職	相澤 隆	阿佐谷北1丁目
理容師	板羽 忠徳	久我山2丁目
はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧師	伊東 久雄	梅里2丁目
調理師	今林 正幸	西荻南3丁目
大工職	小笠原 種男	南荻窪1丁目
布団仕立職	小澤 俊雄	上井草1丁目
造園職	木下 照信	高井戸西2丁目
理容師	五味 昭	阿佐谷北4丁目
美容師	坂田 智也	上井草2丁目
左官職	鈴木 康雄	阿佐谷北4丁目
塗装職	辰己 憲興	阿佐谷北3丁目
個人タクシー運転職	田中 文四	西荻北2丁目

職種	氏名(敬称略)	事業所住所
理容師	土岐 松雄	南荻窪1丁目
大工職	蓮沼 年明	成田西4丁目
水道工事職	濱屋 積	本天沼3丁目
クリーニング師	林 幹治	阿佐谷北4丁目
調理師	平澤 勝利	和泉1丁目
美容師	松本 敏孝	上高井戸1丁目
大工職	村上 広昌	阿佐谷南3丁目
自転車修理職	柳下 栄一	高円寺北4丁目
製パン職	吉住 栄治	西荻北4丁目
大工職	吉本 正幸	和田3丁目
クリーニング師	渡邊 要	久我山4丁目

井草幼稚園園舎が 国の登録有形文化財(建造物)になりました

井草幼稚園園舎(善福寺1-17-1)が、29年10月27日に国の登録有形文化財(建造物)になりました。

宮内省内匠寮の技官であった森久吉氏によって設計された同園は、昭和8年に建築されました。敷地の拡張や増築を重ねながらも、建物内外ともに当初の形式をよく残しています。増築時の設計にも森氏が携わっていることから、施設全体の調和がとれていて、一体感があります。

和風を基調とした外観で、講堂を中心としてL字型の平面を持つのが特徴であり、地域の歴史を今に伝える園舎です。

※公開はしていません。見学はご遠慮ください。

園生涯学習推進課文化財係



▲全景



▲講堂



地域活動のポータルサイト **すぎなみ地域コム**

すぎなみ地域コム 🔍 検索

今週のイベント情報や地域活動の情報が満載

杉並区公式サイト「すぎなみ地域コム」は、地域活動サークル、NPO法人、町会・自治会、学校支援団体、イベントの実行委員会など地元で活躍する300団体が利用する人気サイト(28年度67万8000アクセス)です。区立施設近隣の店舗や生活関連・地域活動情報等のPRに適しています。



団体の活動をWebで簡単にPR

団体のホームページを無料で作成できます。すぎなみ地域コムのトップページから申し込んでください。団体向けの登録説明会(毎月)、ページ作りのコツや写真加工などを学ぶブラッシュアップ講座、団体同士の情報交換・交流の場となるユーザーの集いを開催して、皆さんの活動を応援しています。

説明会等の詳細や申し込みは、すぎなみ協働プラザへお問い合わせください。

☎すぎなみ協働プラザ ☎3314-7260

団体紹介

LTC友の会

外国人と日本語で話しましょう

「LTC友の会」は区内で活動しているボランティアの日本語教室です。外国人への日本語教育を通じた生活支援が目的で、20年以上活動しています。



○日本人の方へ

外国語の能力や日本語教育の知識・経験は問いません。日本語を話して生活している経験が役に立ちます。ぜひ、一緒に始めてみませんか。

活動の詳細は、お問い合わせください。

☎LTC友の会 ☎090-8506-6303

すぎなみ地域コムに掲載する バナー広告を募集します

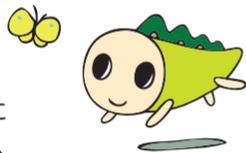


☑掲載開始月=4月 ▶ 広告掲載位置=トップページ3カ所(下図赤枠参照)
▶ サイズ・広告料=(小・固定式)横234×高さ250ピクセル=1万2000円、
(大・スライド式)横705×高さ280ピクセル=2万7000円 ▶ 掲載単位=3カ月(再申し込み可) 申「バナー広告募集要項」(すぎなみ地域コム〈右上QRコードからアクセスできます〉)から取り出せます)を確認の上、申込書に事業概要が分かる資料と掲載予定の広告原稿を添えて、2月28日までにNPO法人TFF ☎netinfo@npo-tff.orgへEメール ▶ 掲載決定=申込順に選定し確定 ☎同団体 ☎5397-3400 ☎早期申し込み・長期申し込み割引、オプション制作などの詳細は、「バナー広告募集要項」参照



ま ち の 湯 健 康 事 業

身近なまちのお風呂屋さんで 楽しく健康づくり



区内在住で60歳以上の方を対象に、区が杉並浴場組合に委託して行う健康事業です。参加した方は、当日100円で入浴できます。

☑時間☑内下表のとおり ☑場所☑杉並区シルバー人材センターほか ☑会場☑により異なります(先着順。★印は予約制) ☑内容☑各公衆浴場(午後1時以降) ☑実施☑てぬぐい体操は手拭い持参。満員の場合は、安全上お断りする場合があります。長寿応援対象事業

1~3月のまちの湯健康事業

浴場名(所在地)	電話番号	内容・日時
弁天湯 (高円寺南3-25-1)	☎3312-0449	てぬぐい体操★ 1月10日(水)・17日(水)、2月7日(水)・21日(水)、3月7日(水)・14日(水)午後2時
なみのゆ (高円寺北3-29-2)	☎3337-1861	元気塾椅子に座って健康体操 1月7日(日)・21日(日)、2月18日(日)、3月4日(日)・18日(日)午後1時30分
小杉湯 (高円寺北3-32-2)	☎3337-6198	てぬぐい体操★ 1月10日(水)、2月7日(水)、3月7日(水)午後2時30分
玉の湯 (阿佐谷北1-13-7)	☎3338-7860	太極拳★ 1月17日(水)、2月7日(水)・21日(水)、3月7日(水)・21日(水)午後1時45分

浴場名(所在地)	電話番号	内容・日時
杉並湯 (梅里1-13-7)	☎3312-1221	健康エアロピクス 1月10日(水)、2月14日(水)、3月14日(水)午後2時30分
ゆ家とごころ吉の湯 (成田東1-14-7)	☎3315-1766	健康エアロピクス★ 1月6日(土)、2月3日(土)、3月3日(土) てぬぐい体操★ 1月21日(日)、2月18日(日)、3月18日(日)いずれも午後0時30分
さくら湯 (和田3-11-9)	☎3381-8461	健康エアロピクス★ 1月16日(火)・27日(土)、2月20日(火)・24日(土)、3月20日(火)・24日(土)午後2時15分
第二宝湯 (本天沼2-7-13)	☎3390-8623	気功太極拳 1月14日(日)・28日(日)、2月11日(祝)・25日(日)、3月11日(日)・25日(日)午後2時
秀の湯 (桃井4-2-9)	☎3399-6112	てぬぐい体操 1月12日(金)、2月9日(金)、3月9日(金)午後2時
文化湯 (西荻北4-3-10)	☎3390-1051	自彊術 1月14日(日)、2月11日(祝)、3月11日(日)午後2時30分
湯の楽代田橋 (和泉1-1-4)	☎3321-4938	てぬぐい体操 1月23日(火)、2月13日(火)・27日(火)、3月13日(火)・27日(火)午後1時30分
大黒湯 (和泉1-34-2)	☎3328-2137	てぬぐい体操 1月14日(日)・28日(日)、2月11日(祝)・25日(日)、3月11日(日)・25日(日)午後1時30分
大和湯 (和田1-71-18)	☎3381-3452	健康エアロピクス 1月14日(日)・28日(日)、2月11日(祝)・25日(日)、3月11日(日)・25日(日)午後1時45分

凡例 ☑日時 ☑場所 ☑内容 ☑講師 ☑対象 ☑定員 ☑参加費(記載のないものは無料) ☑申し込み(記載のないものは直接会場へ) ☑お問い合わせ ☑その他 ☑Eメールアドレス ☑HPホームページアドレス